

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 7 年 1 月 9 日（木）午後 1 時 2 9 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

1 番	村	田	和	弘	
2 番	山	口	吉	広	
3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
9 番	西	村	九	三	男
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 6 番	戸	田	治	巳	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	良	文	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 会議録署名委員

3 番	藤	本	直	樹
4 番	上	田	幸	子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	奥	隆	宏
農業委員会事務局次長	藪	内	雄基
農業委員会事務局	高	橋	華寿紀
農業委員会事務局	三	宅	七聖

6. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	2件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による(一時転用) 許可申請に対する意見について (4条一時転用許可)	1件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願に ついて(納税猶予(入口))	1件
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定)	13件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地 転用届出について(4条届出)	1件
報告第2号	農地形状変更事業について (農地形状変更事業)	1件
報告第3号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)	1件

7. 会議の経過

(事務局長)	皆さん、あけましておめでとうございます。ご案内をしていた時間よりちょっと早いんですけども、令和7年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。 改めまして、新年あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては穏やかに新春を迎えられましたことをお喜び申し上げます。 今回は新年最初の定例総会でありますので、開催に先立ち、信貴町長より新年のごあいさつを頂戴したいと思います。町長、よろしくお願いいたします。
(町長)	町長あいさつ
(事務局長)	ありがとうございました。信貴町長におかれましては、次の公務がございますので、退席されます。なお、後ほど恒例となっております6時からの新年会もご出席いただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。 町長、ありがとうございました。
(町長)	勝手を申しますが、どうぞよろしく願いを申し上げます。 ～ 町長 退席 ～
(事務局長)	それでは、定例総会を進めてまいります。 本日の出席委員は、農業委員が13名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名、全員出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、さる12月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。 3 番 藤本委員 6 番 田中会長 10 番 西村和樹委員 12 番 松本委員

(事務局長)

事務局 2 名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|---------|--|-------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可) | 2 件 |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による (一時転用)
許可申請に対する意見について
(4 条一時転用許可) | 1 件 |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に
ついて (納税猶予 (入口)) | 1 件 |
| 議案第 4 号 | 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の
決定について (利用権設定) | 1 3 件 |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地
転用届出について (4 条届出) | 1 件 |
| 報告第 2 号 | 農地形状変更事業について
(農地形状変更事業) | 1 件 |
| 報告第 3 号 | 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約) | 1 件 |

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。3 番の藤本委員、4 番の上田委員、両名の方、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案第 1 号から始めます。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号1と受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

当該地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号1と受付番号2は、譲受人の方が同じですのでまとめて審議をします。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号1について、議案書1ページをご覧ください。

次に、議案第1号受付番号2について、議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。どちらの案件も譲渡人と譲受人3名で共有されていた農地を、今回の申請により譲受人2名の共有名義にされます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書3ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

議案第1号受付番号1と受付番号2、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。持分の移転という案件ですが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1と受付番号2を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について、4条一時転用許可を議題といたします。

- (会長) まず、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。
- (●●委員) 議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
 本件当該地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) それでは、議案第2号受付番号1につきまして、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号1について、議案書4ページをご覧ください。こちらの案件は、毎年同じ内容で一時転用をされている案件で、いちごを栽培しているハウスで観光農園を行うため、開催期間中のみハウス前のスペースを客用駐車場として利用するというものです。なお、観光農園の営業計画書をご提出していただき、客用駐車場としての利用が一時的であることや、利用目的に必要な最小限の面積であることを確認しております。また、繁忙期など来客数が増えると思われる時にも、農道に停車車両が並ぶようなことがないように交通誘導するともお伺いしております。
 また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書5ページから7ページをご覧ください。7ページ下部には、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしています。
 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページと3ページをご覧ください。3ページにつきましては、土地利用計画図となっております。
 会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第2号受付番号1、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

 いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をします。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口の案件でございますが、を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号1につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号1について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号1、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者であると判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号1から受付番号13の議案につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号1について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号1について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号1について、ご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、可とすることに決定をします。

- (会長) 続きますして、議案第４号受付番号２について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第４号受付番号２について、議案書１２ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１３ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の８ページをご覧ください。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) 議案第４号受付番号２について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第４号受付番号２について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きますして、議案第４号受付番号３について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第４号受付番号３について、議案書１４ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１５ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の９ページをご覧ください。
会長よろしくをお願いします。

(会長)

議案第４号受付番号３について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第４号受付番号３について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号４から受付番号７、この４件につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第４号受付番号４について、議案書１６ページ上段をご覧ください。

次に、議案第４号受付番号５について、議案書１６ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第４号受付番号６について、議案書１７ページをご覧ください。

最後に、議案第４号受付番号７について、議案書１８ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１９ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１０ページと１１ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第４号受付番号４から受付番号７について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。４件同じ方が借りられる案件ですが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第４号受付番号４から受付番号７について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号８と受付番号９、この２件につきましても借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第４号受付番号８について、議案書２０ページをご覧ください。

続きまして、議案第４号受付番号９について、議案書２１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書２２ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１２ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第４号受付番号８と受付番号９につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。これも特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第４号受付番号８と受付番号９について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号１０から受付番号１３、この４件について、これも借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。また、議案第４号受付番号１０と報告の案件ですが、報告第３号農地使用貸借解約通知書について、受

(会長)

付番号 7 は関連する内容ですので、こちらにもまとめて審議をします。まず、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第 4 号受付番号 10 について説明する前に、関連する内容としまして、報告第 3 号農地使用貸借解約通知書について、受付番号 7 を先に報告いたします。

報告第 3 号受付番号 7 について、議案書 30 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 13 ページをご覧ください。

本件については、令和 6 年 12 月 25 日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第 4 号受付番号 10 について、議案書 23 ページをご覧ください。

続きまして、議案第 4 号受付番号 11 について、議案書 24 ページ上段をご覧ください。

次に、議案第 4 号受付番号 12 について、議案書 24 ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第 4 号受付番号 13 について、議案書 25 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第 18 条調書については、議案書 26 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の 13 ページと 14 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 10 から受付番号 13 及び報告第 3 号受付番号 7 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１０から受付番号１３について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず、報告第１号農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について、４条届出の受付番号８につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第１号受付番号８について、議案書２７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１５ページをご覧ください。

本件については、令和６年１２月１９日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第１号受付番号８の報告がただ今ございましたが、これにつきまして、何かご意見等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もないようですので、続きまして、報告第２号農地形状変更事業について、受付番号６について、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第２号受付番号６について、議案書２８ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１６ページをご覧ください。

本件については、令和６年１１月２９日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておき

(事務局) ます。
会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第2号受付番号6の報告がございましたが、ご意見等はございませんか。
はい、●委員。

(●委員) すみません、施工業者について聞きたいんですけど、これこのままでいくんですか。この業者ないと思います。

(●●委員) ●●●はあります。●●●●がなくなった。

(事務局) そうです。

(●委員) ここも一緒に問題になったったぞ。で、やめよった。

(●●委員) けど、あるのはある。

(●委員) 堤防の上にあるけども、あそこも仕事やめとると思ってたし、そう聞いたけど。

(事務局) 事務局でも継続されているというのを確認してるのと、届出者さんのほうにも確認はさせてもらってます。

(●委員) それやったらいいです。はい。結構です。

(会長) ●委員、よろしいですか。

(●委員) 結構です。

(会長) そのほか何かご意見等ございませんか、よろしいですか。

それでは、ほかにはないので、続きまして、報告第2号受付番号7について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号7について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

本件については、令和6年12月12日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号7の報告がただ今ございましたが、何かございますでしょうか。

よろしいですか。ないようですので、これで、報告第3号は先ほどですね、一番最後の報告ですけども、先ほどの審議案件と併せて報告がございましたので、これで全て審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時59分 終了 —————